

# 宅地造成及び特定盛土等規制法についての意見書

2022年（令和4年）7月14日

日本弁護士連合会

当連合会は、本年5月20日、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律（宅地造成等規制法の名称を「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）に改めることを含む。以下、この法律による改正を「本改正」という。）が成立したこと（同月27日公布）を受けて、国に対し、今後の建設発生土及びその盛土等（土地の用途にかかわらず、一定類型の盛土や土石の堆積のこと。）に関する政策について、以下のとおり意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

国は、本改正以降も、今後の建設発生土及びその盛土等に関する政策について、以下の観点を踏まえ、更なる改正又は運用の強化を図るべきである。また、本改正の規定は、施行時における既存の盛土等についても適用されるべきである。

### 1 排出者責任制度等の導入を検討すべきこと

本改正による盛土等の規制の他に、建設発生土について、建設工事の発注者や元請事業者の排出者責任制度の導入等、廃棄物処理法の規制を参考にした法規制の導入を検討すべきである。

とりわけ、国又は地方公共団体の公共事業及び民間業者の大規模な開発行為により発生する建設発生土について、全て発注者が請負業者に対して最終処分先を指定することとするとともに、発生場所からどこに運ばれたかを記録し追跡できるようにするトレーサビリティ制度の導入を急ぐべきである。

### 2 土砂の性状による環境汚染の防止を別途検討すべきこと

本改正は、災害の防止を目的とし、土砂の性状による環境汚染の防止を目的とするものではないため、土砂の性状による環境汚染の防止を目的とする法規制について、別途検討すべきである。

### 3 地方公共団体の取組及び住民の意思を尊重すべきこと

本改正以降も、地方公共団体が条例において独自に建設発生土等に関する規制を行うことは許容されるべきであり、また、規制手続における住民参加を促進する法制度を整備するなど、住民の意思を尊重すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 建設発生土及びその盛土等に関する現状

#### (1) 盛土等による事故等の多発

2021年7月3日、静岡県熱海市伊豆山地区で土石流災害が発生し、死者27名（災害関連死1名を含む）、行方不明者1名等の痛ましい被害が生じた。土石流発生の原因について、静岡県は、第三者委員会の中間報告に基づき、水が非常に集まりやすく、本来、盛土<sup>1</sup>を造成すべきでない場所に不適切な工法で盛土が造られたことが原因であることはほぼ確実であると発表している<sup>2</sup>。なお、かつて、盛土に木くず等の産業廃棄物が混入されていたことも判明している<sup>3</sup>。

熱海での土石流災害が生じる以前から、全国各地において、建設工事で発生した土砂（建設発生土）が、森林法、砂防法等の法令や各地方公共団体のいわゆる土砂条例に違反して山間部等に搬入され、崩落事故に至ったという事案が発生していた。国土交通省の資料では、2001年からの15年間に全国で14件の崩落事案が大都市周辺部を中心に発生しており、都市部の建設工事等から搬出された建設発生土の搬入が原因である可能性が指摘されていた<sup>4</sup>。

また、崩落には至らないものの、悪質な業者が仮置きと称して事実上の放置を行う、他人の土地を侵害する、反社会的勢力との関係が疑われる実態のない会社に関与しているといったこともあるとの指摘もされていた<sup>5</sup>。

例えば、盛土が崩落した奈良県五條市の残土最終処分場の事案や大阪府羽曳野市の残土積替え場の事案<sup>6</sup>、愛知県弥富市の新庁舎建設工事を巡る公共工事の建設発生土が不法に盛土された事案<sup>7</sup>、茨城県稲敷市における土砂

---

<sup>1</sup> 本来は「土地を利用しやすくするために、谷間や斜面などに土を盛り平らな地面をつくる行為およびその際に持った土で造成された宅地」を指す。国土交通省「わが家の宅地安全マニュアル＜滑動崩落編＞用語集」（27頁）<https://www.mlit.go.jp/common/000113278.pdf>

<sup>2</sup> 難波喬司静岡県副知事記者会見（2022年3月28日）

<sup>3</sup> 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書（2022年5月）によると、2010年8月に盛土内における木くずの混入が確認された。

<sup>4</sup> 国土交通省「建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料」（国・地方公共団体等内部用）（2017年8月）1頁以下

<sup>5</sup> 前掲脚注3・はじめに

<sup>6</sup> 池田直樹・杉田峻介「各事例にみる残土規制をめぐる問題と法規制の方向性—残土処分場のリスクと法的対応の今後の展望」環境管理（2021年9月号）19頁以下

<sup>7</sup> 村田正人「建設残土の崩落から人命を守る法制度について—熱海土石流事件の教訓」環境管理（2021年9月号）25頁以下

埋立てに伴う土壌汚染事案<sup>8</sup>等があり、熱海での土石流災害以前から、全国各地において建設発生土及びその盛土等の問題が発生していたと言える。

## (2) 地方における動き

このような状況の下で、全国各地において地方公共団体が独自に土砂条例を制定し、盛土等への対応を図ってきた。1997年に千葉県で制定された条例<sup>9</sup>を始めとして、全国の都道府県の半数以上において土砂条例が制定され、市町村においても、関東地方以南の大都市周辺と四国地方を中心に多数制定されている<sup>10</sup>。

なお、熱海での土石流災害を受け、2021年7月19日に全国知事会が、同月27日に全国町村会が、それぞれ政府に対して緊急要望を出し、盛土や土砂類の搬入について、法制度の整備により全国統一の基準・規制を早急に設けることなどを求めた<sup>11,12</sup>。

## 2 本改正に至る経緯

### (1) 総点検と提言

政府は、熱海での土石流災害を受け、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「令和3年7月1日からの大雨に係る支援策とりまとめ」（2021年7月30日）を策定し、危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討することとした。同年9月30日には、内閣府に「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下「検討会」という。）が設置され、議論が行われた。

総点検では、安全性の点検が必要な土砂等の堆積箇所を全国から約3万6000箇所抽出し、点検の結果、同年11月末時点において、現場における状況として、①必要な災害防止措置が確認できなかった盛土が657箇所、②廃棄物の投棄等が確認された盛土が137箇所、法令手続との関係について

---

<sup>8</sup> 総務省公害等調整委員会「現在係属している公害紛争事件における係属事件」

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/main.html>

<sup>9</sup> 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例

<sup>10</sup> 前掲脚注3・3頁以下

<sup>11</sup> 全国知事会「令和3年7月の大雨により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望」（2021年7月19日）

<http://www.nga.gr.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/2/bousaiyoubou.pdf>

<sup>12</sup> 全国町村会「土石流災害に関する緊急要望」（2021年7月27日）

<https://www.zck.or.jp/uploaded/attachment/4121.pdf>

て、③許可・届出等の手続がとられていなかった盛土が743箇所、④盛土規模が申請時の計画を超過する等手続内容と現地の状況に相違があった盛土が660箇所あり、また、①～④のいずれかに該当する盛土は1375箇所あった（重複除く）とされている<sup>13</sup>。

検討会は、総点検の結果も踏まえ、同年12月24日、危険な盛土等を規制するための新たな法制度の創設等の提言（以下「検討会提言」という。）を取りまとめた<sup>14</sup>。

これを受け、政府は宅地造成等規制法を抜本的に改正する法律案を決定し、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制することとした。

## (2) 建設発生土に関する実態調査と勧告

他方で、総務省は、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生状況や対応状況、建設工事発注者における建設発生土の適正処理の状況について、実態を調査し、2021年12月20日付けで調査結果報告書をまとめた。

その中で総務省は、国土交通省に対し、不適切な埋立て事案の発生を未然に防ぐ観点から、建設発生土について、①工事間利用<sup>15</sup>を進めるためにその調整のための保管場所について把握・整理すること、②発注者として請負業者に対する搬出先の指定を徹底すること、③搬出状況等を発注者が確認できる仕組みを整備することなどの勧告を行った<sup>16</sup>。

## 3 本改正の概要

本改正の内容は、概要、①都道府県知事等が盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定することとした上で、規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等による許可の対象とし、②盛土等に対して災害防止のために必要な許可基準を政令で設定するとともに、適正な施工についての安全確保措置（定期報告、中間検査及び完了検査）を導入し、③盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化するとともに、土地所有者等に加えて、原因行為者に対しても是正措置等を命令できることとし、④無許可行為や違反行為に対する罰則を強化するもの

---

<sup>13</sup> 盛土による災害の防止に関する検討会「盛土による災害の防止に関する検討会提言」（2021年12月24日）3頁以下

[https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaiagai/pdf/teigen\\_honbun.pdf](https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/moridosaiagai/pdf/teigen_honbun.pdf)

<sup>14</sup> 前掲注12

<sup>15</sup> 建設工事に必要となる土砂を、同一又は別の建設工事で発生した土砂で賄うこと。

<sup>16</sup> 総務省「建設残土対策に関する実態調査＜結果に基づく勧告＞」（2021年12月20日）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/hyouka\\_031220000153740.html#kekkahoukoku](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_031220000153740.html#kekkahoukoku)

である。

本改正は、条例がない地域を含めて規制の空白を埋め、盛土等による災害防止の実効性を高めるものであり、遅きに失した面はあるものの、当連合会としては本改正による盛土等の規制強化を歓迎する。

他方で、本改正には、建設発生土及びその盛土等に関する規制として以下のとおり不十分な点があるので、更に規制の強化を図ることが検討されるべきである。

#### 4 意見の趣旨 1（排出者責任制度等の導入を検討すべきこと）について

##### (1) 建設発生土についての規制の対象

本改正は、盛土等を規制対象とする一方で、建設発生土の発生源に注目した規制を一切行っていない。また、本改正において想定されている違法行為に対する監督処分の原因行為者に、処分の委託を行った排出者が含まれると解することは困難であるので、排出者の責任を規定していないと考えざるを得ない。

しかし、災害の原因となる土砂の多くは、開発を伴う建設工事から発生する建設発生土である。2018年度において、建設発生土は約2億9000万<sup>3</sup>m発生しているところ、うち現場内利用量が約1億5700万<sup>3</sup>m、場外搬出量が約1億3300万<sup>3</sup>mであり、場外搬出量のうち約9400万<sup>3</sup>mが内陸受入地に運び込まれており<sup>17</sup>、その一部が点検を要する災害リスクを秘めているとされている。

このように、少なくない量の建設発生土が内陸受入地で処分等されているが、建設発生土の発生、運搬、仮置き、最終処分までの過程に関わる運搬・処分事業者の中には、遵法意識や行政指導への協力姿勢を欠き、災害防止対策や是正措置に必要な資金力のない者も見られる。

そのため、盛土等についての規制のみでは、そのような事業者による違法処分を十分に抑止できない可能性がある。

##### (2) 排出者責任制度の導入の可能性

この点、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）においては、不法投棄等を実効的に抑止し、また違法行為の是正を行

---

<sup>17</sup> 国土交通省「平成30年度建設副産物実態調査結果（確定値）参考資料」（2020年1月24日）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka\\_sankou2.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/fukusanbutsu/jittaichousa/H30sensuskekka_sankou2.pdf)

う上で、最終処分者に対する規制強化のみならず、発注者や元請事業者の排出者責任を強化していったという歴史がある。

確かに、現行法上、不要物として排出された土砂は、その性質上再利用が可能であるとして、「廃棄物」の定義（廃棄物処理法2条1項）に該当しないものと解釈されており<sup>18</sup>、廃棄物処理法をそのまま適用することは困難である。

しかし、建設発生土は、盛土に使用されたり堆積されたりし、その後の崩落や土砂そのもの又はそこに含まれている様々な物質の流出を通じて、周辺環境の汚染につながるリスクを内包しているから、廃棄物同様、その発生源に対する排出者責任制度を導入する基礎がある。

また、循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という。）は2条2項において、「廃棄物等」について定義し、「廃棄物」のほか、「土木建築に関する工事（中略）その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品」を含むものとしているから、建設発生土は少なくとも循環基本法の「廃棄物等」には含まれるものと解するべきである。そうすると、循環基本法11条1項が、廃棄物等について、事業者の適正な循環利用や適正処分の責務を定めていることに鑑みて、建設発生土についても排出者責任制度を導入することは十分可能と言える。

### (3) 廃棄物処理法を参考にした法規制の導入

以上から、建設発生土についても排出者責任制度を導入し、当該建設発生土の排出者は、それを自ら処分又は処分委託する場合、その性状を調査確認した上で、それが適正に処分又は再利用されるよう配慮する義務（処分先等の確認や適正価格での委託）を負うこととすべきである。

また、それらの義務履行の実効性を担保するために、廃棄物処理法の定めるマニフェスト制度を参考として、土砂の発生から処分までの過程を可視化し、追跡可能性を高めるトレーサビリティ制度を整備すべきである。

さらに、廃棄物処理法の定めるような運搬業にかかる許認可等についても検討すべきである。

加えて、堆積された土砂による災害リスクは長期間存在し続けるから、将来起こり得る災害に対処するための基金制度を設けて、大量の建設発生土を排出する事業者等に対して一定の資金の拠出を求めることも検討すべきである。

---

<sup>18</sup> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について」（昭和46年10月16日環整43号）  
<https://www.env.go.jp/hourei/11/000516.html>

以上のように、建設発生土について、排出者責任制度を中心に廃棄物処理法の規制を参考にした法規制を導入すべきである。

#### (4) 公共事業における指定処分及びトレーサビリティ制度

また、とりわけ、国又は地方公共団体の公共事業及び民間業者の大規模な開発行為については、全て発注者が請負業者に対して建設発生土の最終処分先を指定することとするとともに、建設発生土が発生場所からどこに運ばれたかを記録し追跡できるようにするトレーサビリティ制度の導入を急ぐべきである。

前記の2021年12月20日付けの総務省による勧告は、多くの地方公共団体で不適切な建設発生土の埋立て事案が見られるとともに、地方公共団体において、建設発生土の工事間利用が低調であること、搬出先（最終処分先）を指定しない場合があることなどの実態が見られるとし、不適切な建設発生土の埋立て事案の発生を未然に防ぐため、公共事業の発注者が契約業者に建設発生土の搬出先を指定することの徹底と公共事業における建設発生土トレーサビリティ制度の法制化を勧告したものと解される。

この勧告の背景には、前記のとおり、建設発生土は再利用可能な資源にもなり得るため産業廃棄物には該当しないとされて直接取り締まる法律は存在しないことや、抽出調査の結果、地方整備局国道事務所では全て搬出先の指定処分が行われているが、都道府県では16.7%、市町村では40.0%が搬出先を指定しない場合があるという実態がある<sup>19</sup>ことが挙げられる。

そもそも、建設省（当時）は、「建設副産物適正処理推進要綱」（1993年1月12日付け建設省経建発第3号建設事務次官通知。以下「推進要綱」という。）において、「発注者の責務と役割」として、発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して適切な費用を負担するとともに実施に関しての明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の適正な処理の促進に努めなければならないとしており、発注者が建設残土の処分場所を把握して適正処分に要した費用を負担すべきことを各地方整備局等に通知していたのであるが、実際には最終処分先の指定の徹底を国の公共事業での適用にとどめ、法制化しないまま放置してきた経緯がある。

前記総務省の勧告に照らせば、国の公共事業においてだけでなく、都道

---

<sup>19</sup> 前掲脚注16総務省勧告では、2019年度における搬出先の指定の状況として、地方整備局国道事務所について調査対象となった6の機関全てが搬出先を指定しない場合はないとしている一方で、都道府県（出先機関）については調査対象となった12の機関のうち2、市町村については調査対象となった35の機関のうち14が、搬出先を指定しない場合があったとされている。

府県や市町村の公共事業、さらには民間業者の大規模な開発行為で発生する建設発生土につき、全て最終処分先の指定をすることを法制化するとともに、建設発生土が発生場所からどこに運ばれたかを記録し追跡できるようにするトレーサビリティ制度を導入することが不可欠である。

#### (5) 排出側の地方公共団体や国の費用負担について

なお、熱海での土石流災害のように現実に被害が発生し、原状回復等についての公費負担を余儀なくされた場合に、その負担が災害発生地のみに偏することのないよう、排出者責任のみならず、排出側の地方公共団体（とりわけ不適正処分等への監督責任が問われる排出側地方公共団体）や国の費用負担についても検討することが望ましい。

### 5 意見の趣旨 2（土砂の性状による環境汚染の防止を別途検討すべきこと）について

本改正は、盛土等を規制するが、土砂の性状に着目した汚染リスクの規制を行っていない。そのため、堆積した土砂による汚染については別途法規制が必要である。

土砂の中には、ヒ素等に汚染されたものや、放射性物質を含む自然の土、産業廃棄物としての汚泥や建設廃棄物が意図的に混入された土、廃棄物から再生されたはずの（固化等のために薬剤を混入された）再生砂、福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質を含んだ除染土壌等、その発生由来に応じた汚染リスクを含むものが多様に存在する。自然汚染由来の土壌の一部や工場敷地等の汚染土壌については土壌汚染対策法が、廃棄物と解釈される汚泥は廃棄物処理法がそれぞれ対応することになるが、汚染土砂を網羅しているわけではない。

ところが、このように土壌汚染対策法の規制対象とならず、廃棄物とも解釈されない土砂の盛土等については、本改正によっても、搬入段階でその性状・由来の調査は要求されない。

しかし、前記の茨城県稲敷市で発生した土砂埋立てに伴う土壌汚染事案で問題になったように、こういった土砂の性状による環境汚染の問題も見過ごしてはならない。地方公共団体の条例においても独自に土壌安全基準等を定めて、人の生命・健康又は環境を保全しようというものも多数見られるところである（前記の千葉県条例、茨城県条例<sup>20</sup>、栃木県条例<sup>21</sup>、神戸市条例<sup>22</sup>等）。また、前記のとおり、熱海での土石流災害が起きた盛土においても、かつて産業廃棄

<sup>20</sup> 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

<sup>21</sup> 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

<sup>22</sup> 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例

物（木くず）の混入が発覚していたように、建設残土の性質上、産業廃棄物が混入するおそれは常にあるといえる。

本改正の目的はあくまで災害の防止にとどまるものであり、目的を異にする以上、土砂の性状による環境汚染に着目した各地方公共団体の条例制定による対応を制限するものではないと考えられるが、法律のレベルにおいても、本改正とは別に、土砂の性状に着目した汚染リスク防止のための規制をすることを検討すべきである。

## 6 意見の趣旨3（地方公共団体の取組及び住民の意思を尊重すべきこと）について

### (1) 地方公共団体による独自の規制

前記のとおり、盛土規制法の目的はあくまで災害の防止にとどまるものであることから、土砂の性状による環境汚染に着目した各地方公共団体の条例制定を制限するものではないと言うべきであり、本改正後においても、地方公共団体においては、土砂からの汚染リスクに対応するための条例制定の意義が残っていることを認識し、それに取り組んでいくべきである。

また、災害防止という同じ目的の場面においても、各地方公共団体において土砂条例等が先行して制定されている現状や、規制すべき区域と住宅地の距離や環境等の事情は各地方公共団体によって様々であることからすると、本改正は全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨のものとは考えられず、むしろそれぞれの地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨のものとするべきである。

### (2) 住民の意思の尊重

さらに、盛土等による土砂災害や汚染のリスクを直接に受ける可能性が高いのは、周辺に居住等する住民である。実際、地方公共団体の条例においても、条例に定められた許可に当たり独自に近隣住民の同意を必要としているものも見られる（稲敷市条例<sup>23</sup>や石岡市条例<sup>24</sup>等）。

本改正は、指定した規制区域内において行われる盛土等について、周辺住民への周知を義務付けている（盛土規制法11条、29条）。これは周辺住民の知る権利に資するものであり、都道府県知事による工事の許可（同法1

---

<sup>23</sup> 稲敷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例。同条例9条2項及び同条例施行規則4条は、事業区域の境界線から500m以内の区域の居住者（事業所を含む。）の事業の施行についての同意を必要としている。

<sup>24</sup> 石岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例。同条例9条2項及び同条例施行規則4条は、事業区域の境界線から300m以内の区域の居住者（事業所を含む。）の事業の施行についての同意を必要としている。

2条、30条)に当たって勘案されるなど、積極的かつ実効的に運用されるべきである。

ただ、条文上は説明会等の開催を義務付けるものにすぎず、形骸化するおそれも否定できない。

この点、当連合会は、2010年の第53回人権擁護大会において、不法投棄等は、外部からは容易には知り得ない自社敷地内やその周辺、山間部等で行われることが多く、都道府県等がこれを迅速に察知し監督権を行使するには、不法投棄等の現場周辺の住民やその活動を支援するNGO等の通報や調査活動などに依存する面が大きいこと、また、自らが居住する地域の廃棄物行政については地域環境の在り方については、究極的には住民の自治により定められるべきという見地から、住民の直接的関与を高めるべきであるとして、住民参加を促進する法制度を整備することを求める決議をしている<sup>25</sup>。

この観点は、建設発生土及び盛土等においても異ならないというべきであるから、今後、周辺住民による通報等を含め、かつそれにとどまらない実効的な住民参加を促進する法制度を整備することが検討されるべきである。

## 7 本改正の適用について

なお、本改正は、主務大臣が策定する基本方針（盛土規制法3条）に沿って、都道府県が定期的に基礎調査を行うこととされており（同法4条）、その調査を通じて、法改正以前から存在する既存危険地の特定も進むことが期待される。

そして、宅地造成等工事規制区域（同法10条）や特定盛土等規制区域（同法26条）内での盛土等を伴う工事は都道府県知事の許可の対象であり（同法12条、30条）、違法工事や無許可工事については監督処分がなされる（同法20条、39条）ほか、盛土等に伴う災害の防止のために必要な措置が採られていないときは、土地所有者等及び原因行為者に対して改善命令を発出することができる（同法23条、42条）。

しかし、命令等の対象となる盛土等については政令で定めることとされているため（同法2条2号から4号）、法改正時に既に行われている盛土等が規制対象に含まれるかどうかは法文からは明確ではない。

この点、災害防止という高い公共性から、既存危険地に対する監督処分や改善命令（以下「改善命令等」という）は正当化することが十分可能である。前

---

<sup>25</sup> 当連合会第53回人権擁護大会決議「不法投棄等による被害の根絶と資源循環関連法制の抜本的改正を求める決議」（2010年10月8日）

[https://www.nichibenren.or.jp/document/civil\\_liberties/year/2010/2010\\_3.html](https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2010/2010_3.html)

記のとおり、政府による盛土の総点検では、全国に安全性の点検が必要な土砂等の堆積箇所が約3万6000箇所も存在することが判明しており、既存危険地への改善命令等を認めない場合には法律が骨抜きとなってしまうかねない。

国会審議（本年3月23日衆議院国土交通委員会における宇野善昌政府参考人による答弁）においても、既存盛土等について改善命令等を行うことは可能である旨確認されており、今後、本改正時に既に行われている盛土等についても、改善命令等の適切な運用がなされることが期待される。

ただし、既存危険地に対する安全対策には通常巨額の費用がかかり、仮に行政命令の対象となったとしても、被処分者による実効的な対策実施を期待しにくい面はあることから、全国の既存危険地については財源問題も含めた検討が必要不可欠であることを付言する。

以上